* 登録免許税非課税措置に係る証明について

　社会福祉法人が社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記をする場合、登録免許税が非課税となります。

　この非課税措置を受けるためには、社会福祉事業の用に供するものであるとの沖縄県知事の証明が必要となります。

　下記の書類を提出し、証明を受けてください。なお、この証明には400円（令和７年度）の手数料がかかります。

　【提出書類】

1. 登録免許税法別表第３の１０の項の第３欄の第１号に揚げる登記に係る証明願（別紙様式）　**※証明願のみ２部提出すること。**
2. 登録免許税法に規定する不動産に該当することが明らかとなる書類
3. 売買契約書、贈与契約書、寄附申込書、寄附受領書等の写し
4. 新築の場合は、登記済の表示登記申請書の写し
5. 利用権（地上権及び賃借権）の設定登記の場合は、地上権設定契約書または土地賃借契約書の写し
6. 図面（位置図、平面図、公図の写し）
7. 証明を受けようとする不動産の登記簿謄本
8. 誓約書
9. 理事会議事録等その他参考となる書類

令和　　年　　月　　日

沖縄県知事　○○○○　殿

（法人の住所）

（法人の名称）

（代表者の職・氏名）　　　　　　　　　　　印

登録免許税法別表第３の１０の項の第３欄の第１号に掲げる登記に係る証明願

登録免許税法第４条第２項の規定による登録免許税の非課税措置を受けるため、下記の不動産に係る登記が同法別表第３の１０の項の第３欄の第１号に該当することについて、同法施行規則第３条第１号の規定により証明くださるよう申請します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 証明を受けようとする不動産 | 所　　在 | 地番又は  家屋番号 | 地目又は建物の  種類・構造 | 地積又は床面積 | 具体的用途 |
|  |  |  |  |  |

上記不動産に係る登記は、登録免許税法別表第３の１０の項の第１号に該当することを証明します。

　令和　　年　　月　　日

沖縄県知事　○○○○

（誓約書　参考例）

令和　　年　　月　　日

沖縄県知事　○○○○　殿

（法人の住所）

（法人の名称）

（代表者の職・氏名）　　　　　　　　　　　印

基　本　財　産　編　入　誓　約　書

　このたび、本法人が証明を申請する下記の不動産については、登記手続き完了後、速やかに基本財産に編入することを誓約します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 証明を受けようとする不動産 | 所　　在 | 地番又は  家屋番号 | 地目又は建物の  種類・構造 | 地積又は床面積 | 具体的用途 |
|  |  |  |  |  |